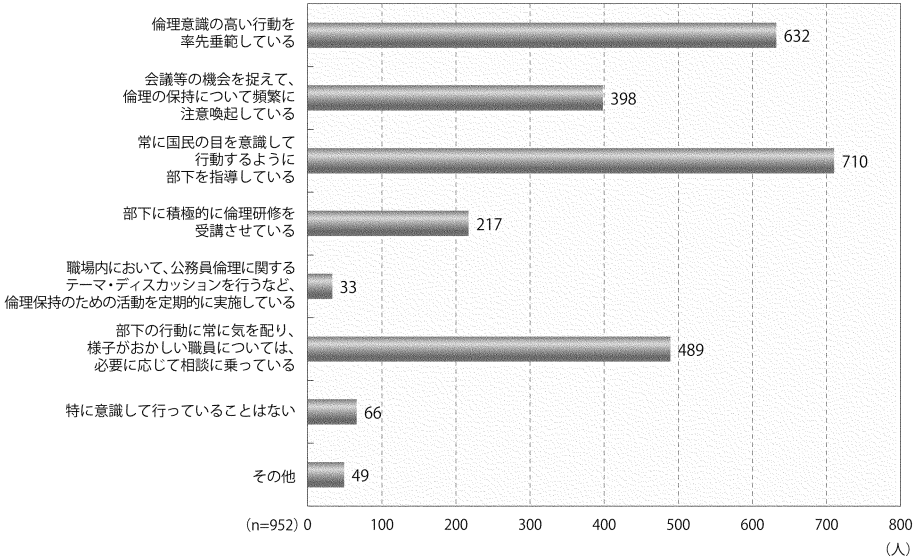
㈠　不祥事を防止するために日頃行っていること

部下（組織）の倫理意識を高め不祥事を防止するために日頃行っていることについて質問したところ、「常に国民の目を意識して行動するように部下を指導している」が最も多く、次に「倫理意識の高い行動を率先垂範している」が多かった（図５）。

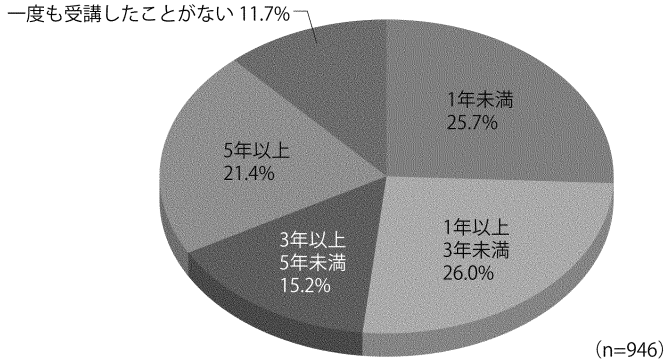
図５　あなたは、部下（組織）の倫理意識を高め、不祥事を防止するために、日頃どのようなことを行っていますか。行っているものをすべてお選びください（複数回答）。



㈡　最後に倫理研修に参加してからの経過期間

最後に倫理法・倫理規程に関する研修等に参加してからどのくらいの期間が経過しているか質問したところ、「１年未満」又は「１年以上３年未満」と回答した人は51.7％と半数を超える一方、「一度も受講したことがない」と回答した人は11.7％、「５年以上」と回答した人は21.4％であった（図６）。

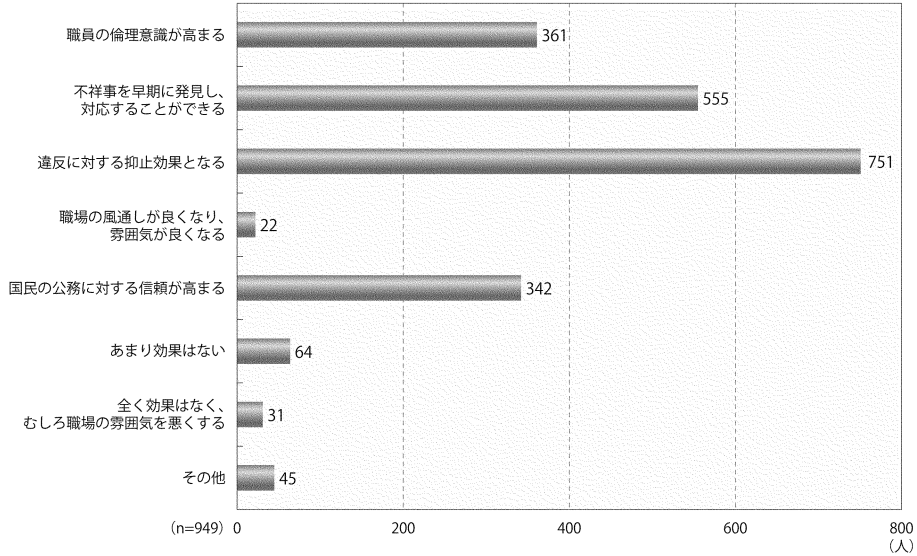
図６　最後に公務員倫理に関する研修、説明会、講演会等に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。



㈢　通報制度の効果

通報制度の効果についてどのように考えているかを質問したところ、「違反に対する抑止効果となる」が最も多く、次に「不祥事を早期に発見し、対応することができる」が多かった（図７）。

図７　通報制度の効果についてどのように考えますか。３つ以内でお選びください（複数回答）。



第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

１　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

⑴　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき5,000円を超える贈与等を受けたときは、各四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。

⑵　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に、各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。